

第9回石川町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和元年9月18日(水) 午後1時30分

2. 招集場所 石川町役場 3階 正庁議場

3. 議案

(1) 議案第27号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(2) 議案第28号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(3) 議案第29号

農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定の件

出席委員

農業委員 8名

1番 角田 義光 2番 横川 昌英 4番 芳賀 正幸
5番 緑川 一男 6番 仲田 昌勝 7番 緑川 喜友
8番 遠藤 武重 9番 佐藤 晴夫

農地利用最適化推進委員 8名

1 1番 添田 勉 1 2番 藤田 浩伸 1 3番 小林 富男
1 4番 近内 繁治 1 5番 小池 力 1 6番 福田 正三
1 7番 矢内 壮幸 1 8番 齋藤 英幸

欠席委員 3番 金沢 和則

事務局 事務局長 佐藤 康博
庶務係長 三瓶 桂治
書記 矢内 康裕

- ・議長 本日の出席は16名です。金沢委員より欠席の連絡がありました。定足数に達しておりますので、只今より第9回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは異議ないものと認め、5番緑川一男委員 6番仲田昌勝委員を指名いたします。

(1) 議案第27号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

- ・議長 それでは議事に入ります。
議案第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- ・事務局長 (議案朗読)
只今説明いたしました農地法第3条第1項番号1につきまして、農地法第3条第2項これは全部効率利用の要件、及び第4号こちらは農作業常時従事要件、以外については不許可要件に該当していないことを報告いたします。なお、ただいま説明した中で譲受人につきましては〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に在住しておりますので、通作距離、田畑までの距離が大変遠距離となります。そうした観点から第1号全部効率利用要件、及び第4号農作業常時従事要件につきましては現地の確認調査をされました委員の報告をいただきましてご審議をいただくようお願いいたします。
- ・議長 それでは、農地法第3条第1項番号1を調査しました私に代わり、近内繁治農地利用最適化推進委員に報告を求めます。
- ・近内繁治委員 農地法第3条1項1番の規定による許可申請に対し、現地の確認調査をした結果を報告いたします。

さる9月13日午後1時より、石川町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の現地にて行いました。当該地は母畑、須賀川線の一本松から曲木方面に約1km行った所の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のY字路を左に曲がり100mほど行った所に位

- ・議 長 親戚で〇〇〇〇という方が田んぼは作付しています。一部荒れている所もありますけども、〇〇〇〇〇〇〇〇の多面機能支援促進事業の中において荒れているところは今後、組織団体の中で整備をしていくとのこと。
 - ・遠藤武重委員 耕作放棄地にならなければ良いと思いますので、それならば異議ありません。
 - ・矢内壮幸委員 畑はどうなっていますか。
 - ・議 長 畑については、〇〇〇〇が補助を受けながら作付けをしようとがんばっていたのですが、かなりの面積と高齢ということでここ2、3年は完全に動ける状況でないということで耕作放棄という形です。それを手助けし出来るだけ荒れないように手伝いますという地元の親戚の方が2人います。
その他、何かご質問ありませんか。無ければ異議のないものと認め、農地法第3条第1項番号1について、農地法第3条第2項第1号及び4号の不許可要件に該当していないと判断いたします。その他、不許可要件に関すること以外で何かご意見等ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
 - ・議 長 それでは異議のないものと認め、議案第27号 農地法第3条第1項番号1については承認するものと決定いたします。
-

(2) 議案第28号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

- ・議 長 次に、議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件について議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- ・事務局長 (議案朗読)
農地法第5条第1項番号1についてですが事業計画者は砂利採取を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は農用地です。
- ・議 長 それでは農地法第5条第1項の規定による許可申請番号1を調査した横川昌英委員に報告を求めます。
- ・横川昌英委員 農地法第5条第1項番号1の農地転用のための権利の設定について調査した結果を報告します。

調査日は令和元年9月10日午後2時より。確認は、設定人の〇〇〇〇、〇〇〇〇は出席できないため、〇〇〇〇に一任するというので、被設定人の〇〇〇〇、事務局より佐藤事務局長、三瓶係長、私の4名で、〇〇〇〇〇〇〇〇田385番地の5, 744㎡及び〇〇〇〇〇〇〇〇田386番地の4, 218㎡、合計9,962㎡を調査しました。

場所は〇〇〇〇〇〇〇〇の県道137号線から赤羽方面に1km程の場所で、阿武隈川が過去に蛇行していた時代の河道であるらしく、砂利層のため水持ちも悪く隣接地の砂利採取の実績により、良質の砂利層を含んでいると思われ、地主からの要望もあり、床土の入れ替えを兼ねて砂利採取をすることになりました。採取期間は令和元年11月1日から令和2年4月30日までの予定となっております。

隣接地の方の砂利採取への同意もあり、また採取期間中道水路等が破損した場合、速やかに復旧作業を実施することになっております。作業完了後現況復帰することで、〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇〇〇へ道水路の使用を願い出ております。

以上、調査した結果この案件は問題ありませんので、皆様方の審議よろしくお願いいたします。

・議長 只今説明のあった農地法第5条第1項番号1について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは異議のないものと認め、議案第28号 農地法第5条第1項番号1については承認するものと決定いたします。

(3) 議案第29号

農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定の件

・議長 次に、議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請にする意見決定の件について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

・事務局長 (議案朗読)

・議長 只今説明のありました農地法第5条第1項規定による許可後の事業計画変更申請の件について何かご意見等ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め議案第29号 農地法第5条第1項規定による許可後の事業計画変更申請の件について承認するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後1時52分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証とするため署名する。

令和元年9月18日

石川町農業委員会

議事録署名人 5番

6番